

太田小学校のスクールバスの利用基準・停留所について

1 利用できる利用基準（対象児童）（R 3. 1 1 月に承認済）

- ・ 地域から学校がなくなる太田東小の児童
- ・ 通学距離（徒歩）が概ね 2 キロメートル以上の児童
上記 2 点の条件を両方満たす児童

2 スクールバスの停留所について（案）

（1）設置の基本方針

- ・ 停留所の設置地域
→小針の一部、関根、真名板（けやきホームを含む）
※藤間は徒歩通学
- ・ 路線バス、コミュニティバスの停留所を共用する。
→ないところは、集会所、地域文化センターの駐車場等を利用する。

（2）ルートと停留所のイメージ ※資料 2（地図）

案 1

- ・ 地域文化センターに全員集まり、2 回の往復で太田小へ登校する。
1 回目 7 : 1 5 集合 7 : 2 0 発
2 回目 7 : 3 0 集合 7 : 3 5 発

案 2

- ・ 1 台のマイクロバスで 2 周して各停留所を回る。
1 周目：関根①（農村センター前）7 : 0 0 頃→関根②（J A の倉庫）
→地域文化センター（真名板の南側の児童）
→小針（デイリーヤマザキ前自動精米機付近）
→太田小 7 : 3 0 頃
2 周目：地域文化センター（真名板の北側の児童、けやきホーム）
→太田小 7 : 5 0 頃

案 3

- ・ 案 1 の 1 周目と 2 周目を、逆で運行する。